

備えて安心・守る安全

～葛飾区の耐震助成制度～

調査・工事をする前にまずご相談を

【担当課】 建築課(区役所 3階305番)

- ▶耐震助成に関すること ☎5654 - 8552
- ▶液状化対策に関すること ☎5654 - 8360
- ▶ブロック塀対策に関すること ☎5654 - 8360

木造住宅耐震助成

区内には耐震性が低く、大地震に耐えることが難しいとされる旧耐震基準で建てられた木造住宅が残っています。

区では、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事・建て替え工事・除却(解体)工事などに掛かる費用の一部を助成しています。



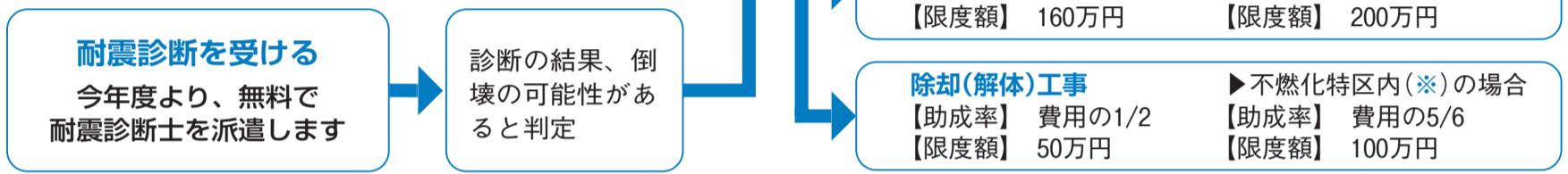
耐震セルフチェック

- 昭和56年(1981年)5月31日以前に建築した
- 壁にひび割れなどの傷みがある
- 1階に壁が少ない造りになっている(窓が多い)
- 瓦など屋根が重い造りになっている

1つでも該当したら、まずは耐震診断を
(該当項目がない場合でも耐震性があるとは限りません)

助成制度の流れ

【対象】 木造2階建て以下の住宅・共同住宅・併用住宅
このうち、耐震診断後の工事については昭和56(1981)年5月31日以前に建築された建物



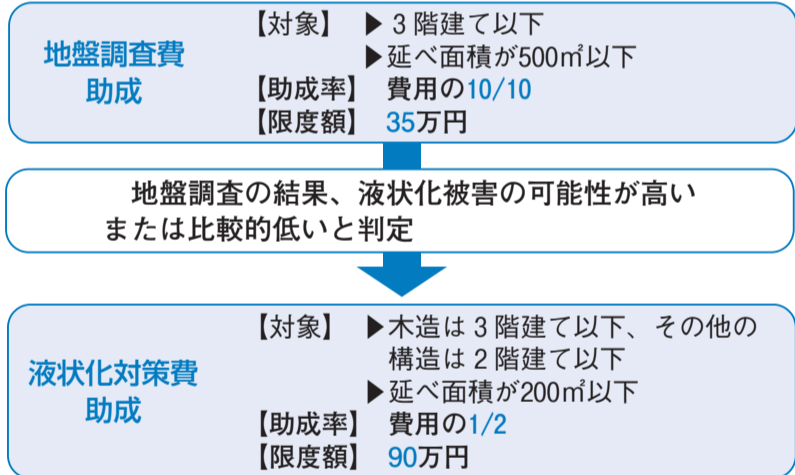
※四つ木1・2丁目、東四つ木3・4丁目、東立石4丁目、堀切2丁目周辺・4丁目

液状化対策助成

平成23年3月に発生した東日本大震災で、本区においても地盤の液状化により木造住宅が傾くなど被害が発生しました。

区では、新築・建て替えをする住宅の地盤調査と液状化対策工事に掛かる費用の一部を助成しています。

助成制度の流れ



ブロック塀等撤去工事等助成

過去の地震で、ブロック塀や石塀の倒壊による人的被害がありました。また、倒れた塀が救助活動や消火活動の妨げになり被害が大きくなることもあります。

区では、ブロック塀等撤去工事等の費用の一部を助成しています。

【対象】 次の全てに該当すること

- ▶ブロック塀などの高さが1.2m以上であること
- ▶道路または区が管理する公園・児童遊園に面していること
- ▶危険なブロック塀などであると区が認めたもの

【助成額】

費用の区分	助成金の額
撤去費	通学路、公園、児童遊園、緊急道路障害物除去路線(※)に面している場合 次の金額のうち、いずれか低い方(限度額40万円) ①撤去工事に要する経費の1/3 ②撤去する長さ×8,000円(1m当たり)
撤去費	上記以外の場合 次の金額のうち、いずれか低い方(限度額30万円) ①撤去工事に要する経費の1/4 ②撤去する長さ×6,000円(1m当たり)
再築費	再築する塀などの長さ1m当たり11,000円まで 【再築制限】 ▶ブロック塀などの高さは1.2m以下 ▶ブロック塀とフェンスを併用する場合、ブロック塀部分の高さが60cm以下

※震災後の初期に緊急輸送機能の回復を図るため、落下倒壊物の除去などを優先的に行う路線

また、区ではブロック塀を撤去して生垣を造成する際の助成も行っています。詳しくは環境課(☎5654 - 8239)へお問い合わせください。

各助成制度には、この他にも条件があります。詳しくはお問い合わせください。

安全・安心なまちづくり 30

区民の皆さんが安全で安心して暮らせるまちづくりのためのさまざまな取り組みを紹介します。【担当課】 地域防災課 ☎5654 - 8254

●感震ブレーカーの補助対象地域を区内全域に拡大しました!

区では、地震が発生した際に自動的にブレーカーを落とし、通電火災を防止する機器「感震ブレーカー」の取り付け補助を実施しています。

【補助限度額】 2万円

【対象】 区内在住で世帯の全員が次のいずれかに該当する方(過去に本補助金を受けた方を除く)

- ▷満65歳以上の方
- ▷身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けている方
- ▷愛の手帳(1度または2度)の交付を受けている方

【申込方法】 事前に相談が必要です。地域防災課(区役所 5階503番)までお越しください。



分電盤外付けタイプ

関係機関のお知らせ
金田一秀穂(国語学者)の「心地道日本語のお話」
【日時】10月25日(金)14時30分～16時30分【会場】江戸東京博物館墨田区横綱1-4-1【対象】都民400人【申込方法】東京税務協会ホームページ(http://www.zelkyo.or.jp)の申込フォームまたは往復ハガキに住所・氏名・年齢・電話番号・参加人数(2人まで)を記入して、8月31日(土)消印有効)まで(多数抽選)【申し込み・問い合わせ】〒164-0001中野区中野4-6-

15(公財)東京税務協会事業部 ☎(03)228-7994
戦没者遺児による慰霊友好親善事業
日本遺族会では、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」への参加者を募集しています。同事業は、厚生労働省から補助を受け、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象に、旧戦域を訪れて慰霊追悼を行い、同地域住民と友好親善を図ることを目的としています。詳しくはお問い合わせください。【参加費用】10万円【問い合わせ】日本遺族会事務局 ☎(326)15521